

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 23 日（水）、第 4 回の委員会が開かれました。

## 1 博物館法の一部を改正する法律案（内閣提出第 31 号）

- ・末松文部科学大臣、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、立民、維新、公明、国民、共産）
- ・山本ともひろ君外 4 名（自民、立民、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、菊田真紀子君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成—自民、立民、維新、公明、国民、共産）  
（質疑者）尾身朝子君（自民）、浮島智子君（公明）、菊田真紀子君（立民）、荒井優君（立民）、岬麻紀君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 尾身朝子君（自民）

博物館法の一部を改正する法律案について

- ア 今回の改正に対する末松文部科学大臣の意気込み
- イ 改正の目的及び背景
- ウ 今回の改正案において博物館の事業に資料のデジタル・アーカイブ化が追加された理由
- エ 登録博物館となることのメリット
- オ 博物館を拠点とした文化観光の推進に取り組む地方公共団体に対する支援

### 浮島智子君（公明）

博物館法の一部を改正する法律案について

- ア ICOM（国際博物館会議）京都大会における議論が今回の改正に与えた影響
- イ 地域が抱える課題の解決に取り組む博物館に対する支援
- ウ コロナ後を見据え、私立博物館に対する予算措置や税制優遇などの支援を拡充する必要性

### 菊田真紀子君（立民）

#### （1）佐渡島の金山のユネスコ世界文化遺産登録について

- ア 登録の推薦に至る経緯
- イ 韓国の次期大統領に尹錫悦氏が就任することによる登録への影響及び政府の対応
- ウ ウクライナ情勢を踏まえ日ロ関係が変化する中、ユネスコ世界遺産委員会の委員国であるロシア及び他の委員国への登録に向けた働きかけ
- エ 登録に向けた文部科学省の取組

#### （2）博物館法の一部を改正する法律案について

- ア 改正の理由及び経緯
- イ 今回の改正案に国立博物館を含めた全ての博物館の制度整備が盛り込まれなかった理由
- ウ 博物館の人材の確保及び資質・能力の向上への取組
- エ 今回の改正案に盛り込まれなかった積み残しの課題への末松文部科学大臣の見解
- オ 多くの博物館が厳しい経営状況にあることに対する文化庁の見解
- カ 経営状況が厳しい博物館は、今回の改正による博物館の業務の追加に対応できるのか

- キ 施設の老朽化が進んだ博物館に対する支援の必要性
- ク 館長について、専門職化を含む人材登用の在り方及び資質・能力の向上への取組

**荒井優君（立民）**

博物館法の一部を改正する法律案について

- ア 登録の対象に国立博物館が含まれていない理由
- イ 文部科学省における博物館に関する予算額
- ウ 博物館類似施設には登録博物館になるニーズがあるのか
- エ 改正後の博物館の新規登録及び再登録の増加による都道府県の教育委員会の事務負担に対する支援の必要性
- オ 学芸員のなり手の増加や地位向上のための方策を講じる必要性
- カ 博物館の更なる振興のため博物館振興法を制定することについての末松文部科学大臣の見解

**岬麻紀君（維新）**

(1) 博物館法の一部を改正する法律案について

- ア 博物館法及び今回の改正の意義
- イ 博物館類似施設が登録要件を満たしているにもかかわらず博物館登録に至らない原因についての文化庁の見解
- ウ 博物館登録制度は国民にあまり認知されていないのではないか
- エ 改正後の都道府県の教育委員会による登録博物館の公表について、その公表内容を情報発信として活用する必要性
- オ 登録を促進するための登録博物館に付与するメリットについて
  - a 現在の検討状況
  - b 登録自体が博物館にとっての信用や認知度の向上につながるブランディングを行うことで好循環を作る必要性
- カ 改正後の定期報告の在り方及び定期報告で浮き彫りになった課題の改善に向け都道府県の教育委員会が指導助言を行う必要性
- キ 博物館におけるデジタル技術の活用について
  - a 活用の具体例
  - b 予算や人員等の不足によりデジタル技術を活用できない博物館に対する文化庁の対応
- ク 改正を契機に博物館を含めた地域振興を一層促進していく必要性

(2) 新型コロナウイルスワクチンの正確な情報を教職員に提供する必要性

**西岡秀子君（国民）**

博物館法の一部を改正する法律案について

- ア コロナ禍における博物館の現状及び支援体制
- イ ICOM（国際博物館会議）京都大会において議決が見送られた新たな博物館の定義に係る検討の経緯及び今後の見通し
- ウ 博物館の存在意義及び使命に対する末松文部科学大臣の見解
- エ 学芸員制度の改正が見送られた理由
- オ 登録博物館となることのメリット
- カ 改正により博物館資料の保存や調査研究等の博物館の基本的機能が後退してしまう懸念
- キ 改正による登録博物館の業務負担の増加に対する支援

- ク 博物館法制度における博物館相当施設及び博物館類似施設の今後の位置付け
- ケ 登録博物館以外の博物館に対する支援の方針

**宮本岳志君（共産）**

博物館法の一部を改正する法律案について

- ア 改正後も博物館法が社会教育法に基づくとの原則が堅持されることの確認
- イ 文化芸術基本法第2条第1項から第3項の規定内容
- ウ 博物館法の目的に追加される「文化芸術基本法に文化芸術活動を行う者の自主性の尊重が含まれることの確認
- エ 改正後も学芸員の配置等の現在の登録博物館の審査基準を担保する必要性
- オ 博物館に学芸員を配置するための支援
- カ 本法律案による改正後の第3条第3項に現行法第3条第2項の趣旨が包含されることの確認
- キ 公立博物館の入館料等を定めた第23条の規定内容が変わらないことの確認
- ク 改正により博物館入館料の引上げや周辺の大規模開発等が促進されるのではないのかとの懸念に対する末松文部科学大臣の見解